⑹　一般消費者からの苦情の処理に関すること。	⑹　一般消費者からの苦情の処理に関すること
⑺　関係官公庁との連絡に関すること。	⑺　関係官公庁との連絡に関すること
⑻　その他この規約の施行に関すること。	⑻　その他この規約の施行に関すること
（違反に対する措置）	（違反に対する措置）
第12条　（略）	**第12条**　（略）
2　公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、100万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は消費者庁長官に対して必要な措置を講ずるよう求めることができる。	2　公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、100万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は公正取引委員会に対して必要な措置を講ずるよう求めることができる。
3　公正取引協議会は、前条第３項又は前二項の規定により、警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。	3　公正取引協議会は、前条第３項又は本条第１項若しくは第２項の規定により、警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって公正取引委員会に報告するものとする。
（違反に対する決定）	（違反に対する決定）
第13条　（略）	**第13条**　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
4　公正取引協議会は、第２項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。	4　公正取引協議会は、前２項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。
（規則の制定）	（規則の制定）
第14条　（略）	**第14条**　（略）
2　前項の規則を定め、又は変更しようとする時は、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。	2　前項の規則を定め、又は変更しようとする時は、事前に公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附　則

1　この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

2　平成二十二年十二月一日以前に製造されたペットフードの取引について行う表示については、なお従前の例によることができる。

二　ペットフード業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（平成二年公正取引委員会告示第十九号）の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変　更　後	変　更　前
（目的）	（目的）
第１条　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、ペットフード業における景品類	**第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、ペットフード業における景品類
の提供の制限を実施することにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。	の提供の制限を実施することにより、不当な顧客の誘引を防止し、もってペットフード業における公正な競争秩序を確保することを目的とする。
（公正取引協議会の事業）	（公正取引協議会の事業）
第４条　ペットフード公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）は次の事業を行う。	**第４条**　公正取引協議会は次の事業を行う。
⑴～⑻　（略）	⑴～⑻　（略）
（違反に対する措置）	（違反に対する措置）
第６条　（略）	**第６条**　（略）
2　公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、100万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は消費者庁長官に対して必要な措置を講ずるよう求めることができる。	2　公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、100万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は公正取引委員会に対して必要な措置を講ずるよう求めることができる。
3　公正取引協議会は、前条第３項又は前２項の規定により、警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。	3　公正取引協議会は、前条第３項又は前２項の規定により、警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって公正取引委員会に報告するものとする。
（違反に対する決定）	（違反に対する決定）
第７条　（略）	**第７条**　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
4　公正取引協議会は、第２項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。	4　公正取引協議会は、前２項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。
（規則の制定）	（規則の制定）
第８条　（略）	**第８条**　（略）
2　前項の規則を定め、又は変更しようとする時は、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。	2　前項の規則を定め、又は変更しようとする時は、事前に公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附　則

この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

○文部科学省告示第百七十一号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第七十四条の規定に基づき、中学校学習指導要領（平成二十年文部科学省告示第二十八号）の一部を次のように改正し、公布の日より施行する。

平成二十二年十一月二十日　　文部科学大臣　高木　義明

中学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第28号）の一部を次のように改正する。

第２章第１節第２の〔第１学年〕の２〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕⑴ウ中「250字程度から300字程度まで」を「300字程度から400字程度まで」に改め，同節第２の〔第２学年〕の２〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕⑴ウ中「300字程度から350字程度まで」を「350字程度から450字程度まで」に改める。